

ご旅行条件書：（海外手配旅行用）

この書面は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」、及び同法12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

※ お申し込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、有限会社シー・エム・ケイ（シー・エム・ケイ トラベル 東京都知事登録旅行業第3-4273号 以下、「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）とは、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下、「旅行代金」といいます。）のほか、所定の旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」といいます）をいただきます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等に記載するほか、本旅行条件書並びに当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、所定の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取扱料金または、取消料の全部または一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (3) 当社は、本項（2）にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、その旨を記載した書面を交付します。

3. 旅行代金のお支払いと変更

- (1) 旅行代金と第5項に定める取扱料金は、契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由により、旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。

4. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取扱います。

- (1) 当社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様（以下、「構成員」といいます。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います
- (2) 契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務または義務については何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、予め契約責任者が選任した当該旅行の構成員を契約責任者とみなします。

5. 旅行業務取扱料金

当社は、旅行の手配、渡航手続、旅行相談、添乗員の同行等の業務に対し、別紙「旅行業務取扱料金表」に掲載した旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」といいます。）を申し受けます。

6. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めることができます。この場合、当社は可能な限り旅行契約内容の変更の求めに応じます。また、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。
- (2) 旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料があるときは、これをご負担いただくほか、取扱料金に定める変更手続料金を申し受けます。

7. お客様による旅行契約の解除と払い戻し

- (1) お客様は、ご希望により旅行契約を解除することができます。この場合は、次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
 - 1) お客様が、既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
 - 2) お客様が、未だ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
 - 3) 第5項に定める取扱料金
 - 4) 取扱料金に定める取消手続料金
- (2) お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、残額を払い戻します。
- (3) お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第5項に定める取扱料金及び、取消手続料金並びに、旅行サービス提供機関等に支払う取消料・違約料等の費用を申し受けます。

8. 当社による旅行契約の解除と払い戻し

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合または、不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場合はお客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。

(2) 本項(1)の場合、当社は、次の料金を申し受け残額があればこれを払い戻します。

1) お客様が、既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用

2) お客様が、未だ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他の旅行サービス提供機関に支払う費用

9. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しないときは、旅行終了後速やかに精算致します。

10. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または、当社の手配代行者の故意または、過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して、請求があった場合に限り、

(2) 手荷物について生じた前項の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、損害額の如何にかかわらず、旅行者お一人様につき15万円を限度(当社の故意または、過失の場合を除く。)に、その損害を賠償します。尚、現金、貴重品、重要書類、消耗品、撮影済みフィルム、記録媒体に書かれた原稿、その他こわれ物などについては、賠償の責を負いません。

(3) お客様が、次に挙げるような事由により損害を被られたときは、原則として当社は責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ.官公署の命令、外国の出入国規制または、伝染病による隔離

エ.自由行動中の事故

オ.食中毒

カ.盗難

キ.運送機関の遅延、不通、経路変更または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

11. お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するよう努めねばなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. その他

(1) お客様にお申し込み後実施いただく事項

1) 渡航手続きについて

お客様のパスポート(旅券)が有効かどうかは、ご自身でご確認ください。渡航先国により、必要な残存有効期間が異なります。有効な旅券をお持ちでない方は速やかに取得手続きを行ってください。渡航先国がビザ(査証)が必要な場合は、ご自身で取得していただきます。別途、渡航手続代行契約による旅券申請、査証取得代行をお引き受けする場合は、所定の取扱料金を申し受けます。なお、外国籍の方は、ご自身にてパスポート、ビザおよび、再入国許可の手続をお済ませください。

2) 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

3) 海外危険情報について

渡航先の安全情報については、外務省「海外安全情報」ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。

(2) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(3) この旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

(4) 当社の個人情報の取り扱いについては別紙をご参照下さい。

(5) この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

平成26年7月1日作成